


ふたごちゃん♥みつごちゃん 家事・育児サポート 利用料助成制度

文京区に住所を有し、ふたごやみつごなどの3歳未満の多胎児がいる世帯、多胎児を妊娠している方がいる世帯を対象に、子育てに関する不安を軽減するとともに、その利用料の一部を助成します。

対象世帯	文京区に住所を有する、満 3 歳未満の多胎児がいる世帯、多胎児を妊娠中の世帯	
対象期間	令和 8 年 4 月 1 日(水)～令和 9 年 3 月 31 日(水)利用分	
助成対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ ベビーシッター ・ 家事支援 ・ 産後ドゥーラのサポート 	<p>産後ドゥーラ:産後女性の心身の安定、体の回復、育児や新しい生活へのスムーズな導入等、母親の気持ちに寄り添ったサポートを行います。(一般社団法人ドゥーラ協会 HP より抜粋)</p> <p>※入会金、年会費、月会費、オプション料、交通費、キャンセル料、保険料等の料金は対象外 ※クーポンや福利厚生等を利用した場合は、その額を差し引いたあとの料金が助成対象 ※事業者から請求される料金のうち、基本利用料(税込)のみ対象</p>
助成上限時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 妊娠期～0歳 (1歳誕生日の前日まで) 1世帯につき 240 時間 ・ 1歳 (2歳誕生日の前日まで) 1世帯につき 180 時間 ・ 2歳 (3歳誕生日の前日まで) 1世帯につき 120 時間 	
助成上限金額	1世帯につき1時間 2,700 円	
助成対象事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●東京都が定めるベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)認定事業者 ※東京都福祉局のHPより抜粋 https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hoiku/bs/itijiazukarijigyoushalist ●一般社団法人 全国家事代行サービス協会認証事業者 http://kaji-japan.com/nintei_entry.php ※東京都内に事業所をもつ認証事業者に限ります ●一般社団法人 ドゥーラ協会認定者 https://www.doulajapan.com 	
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>サポート時間中は、妊娠期の利用は妊婦、産後の利用は保護者と児童の在宅が必要です。</u> ※保護者が不在の場合は、助成対象外となります。テレワーク等の就労目的の場合や常時別室にいる場合などは、「在宅」とはなりません。 ・ 「ベビーシッター利用料助成制度」との同日・同時間の利用はできません。 ・ <u>本制度の対象世帯(満3歳未満の多胎児がいる世帯、多胎児を妊娠中の世帯)は、「おうち家事・育児サポート事業」の利用はできません。</u> 	

利用の流れ

(1)事業者との契約
対象事業者から利用したい事業者を選び、直接契約を結んでください。
(2)ベビーシッター or 家事サービス or 産後ドゥーラの利用・支払い
サービスを利用し、料金を支払ってください。 事業者から「②領収書」と「③利用明細書」の交付を受けてください。
(3)申請
申請書類を揃え、受付締切日(必着)までに、 オンライン申請又は下記郵送先にご郵送 ください。
(4)交付決定
審査後、助成が適当と認めた場合は「交付決定通知書*1」を送付し、指定された口座に振り込みます。

*1 交付決定通知書には交付額と振込予定日を記載しています。
審査内容についてご不明な点は、株式会社 JTB(文京区委託事業者)にお問い合わせください。

申請書類

すべての方が必要な書類		
① 申請書	文京区ふたごちゃん・みつごちゃん家事・育児サポート利用料助成金交付申請書兼口座振替依頼書	区様式*2
② 領収書	※産後ドゥーラをご利用の場合、文京区専用の領収書をご提出ください。手元にない場合は、事業者にお問い合わせください。	事業者発行 (コピー可)
③ 利用明細書	利用日・利用時間・利用料の内訳等が分かるもの	
該当者のみが必要な書類		
④ 母子健康手帳	【妊娠中の場合】 多胎児の人数分の母子健康手帳の表紙のコピー	任意書式
⑤ 委任状	【申請者以外の口座を指定する場合】 押印の上、原本を郵送で提出(オンライン不可)	区様式*2

*2 区様式は区 HP からダウンロードできます(オンライン申請の場合、申込フォームの記載事項に内容が含まれているためダウンロード不要。)

スケジュール ※受付締切日は必着です。

申請開始時期は、区 HP でご確認を！

利用月	申請受付締切日(必着)	不足書類提出締切日(必着)*3	入金時期
令和 8 年 4~6 月	令和 8 年 7 月 31 日(金)	令和 8 年 8 月 31 日(月)	令和 8 年 8~10 月
令和 8 年 7~9 月	令和 8 年 11 月 2 日(月)	令和 8 年 11 月 30 日(月)	令和 8 年 11 月~9 年 1 月
令和 8 年 10~12 月	令和 9 年 2 月 1 日(月)	令和 9 年 3 月 1 日(月)	令和 9 年 2~4 月
令和 9 年 1~3 月	<u>令和 9 年 4 月 9 日(金)</u>	令和 9 年 5 月 7 日(金)	令和 9 年 4~5 月

*3 申請受付締切日までに申請された場合は、不足書類提出締切日まで不足書類の追加提出を受け付けます。

△申請受付締切日にご注意ください！

令和 9 年 1~3 月利用分の申請受付締切日は、令和 9 年 4 月 9 日(金曜日)です。

その他の期間(4~6 月、7~9 月、10~12 月分)の受付期限とは異なりますのでご注意ください。

令和 8 年 4 月 1 日から郵送先・連絡先が以下に変更になります！

オンライン申請は区 HP から！

【郵送先】株式会社 JTB(文京区委託事業者) ☎03-4400-0952(平日 8:30~17:00)
〒104-0032 東京都中央区八丁堀 1-11-3 DiaResto Tokyo Bldg.5F
文京区ベビーシッター事業受付事務局

【問合せ】子育て支援事業コールセンター ☎03-5803-1288(平日 8:30~17:00)

【事業担当】文京区 こども未来部 こども若者支援課 こども若者支援担当



区ホームページ